

# 平成30年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成29年12月  
金融庁



# **1. 家計の安定的な資産形成の実現**

## ◆NISAの口座開設申込時における即日買付けの実現<sup>〔金融庁〕</sup>

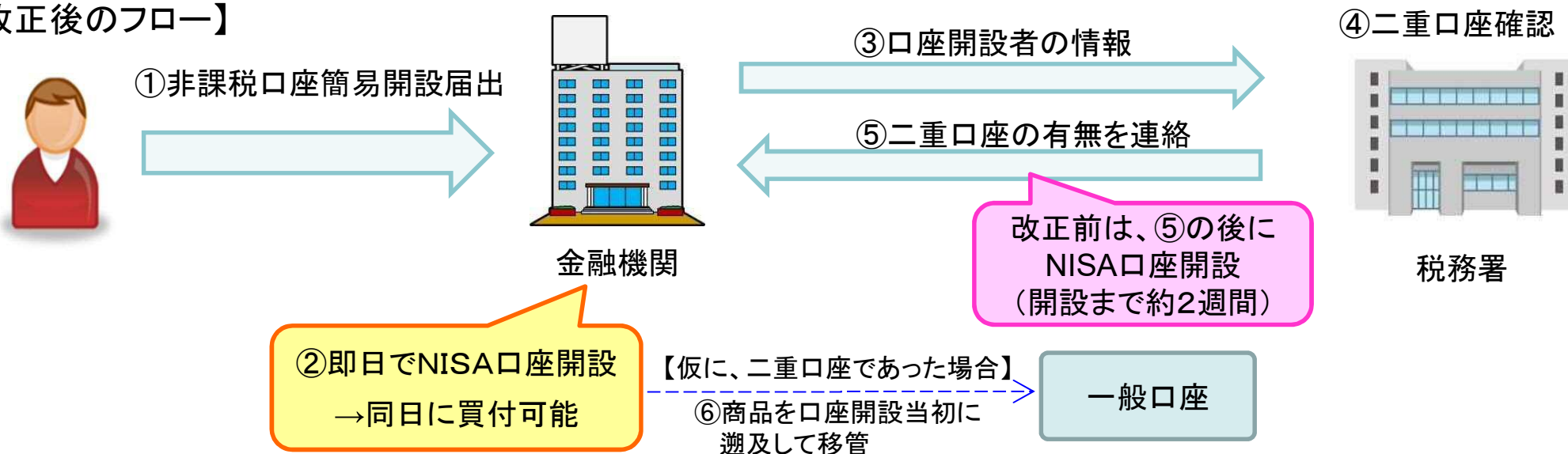
### 【現状及び問題点】

- NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,090万口座、買付金額が約11.2兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(一般NISA:平成29年6月末時点)。
- 一方、口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど、稼働率の向上には課題。
- この理由の一つとしては、現在、投資家がNISA口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができず(二重口座でないことの確認が必要)、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことが挙げられる。

### 【大綱の概要】

- NISA口座を即日で開設し、同日に買付けることを可能とする。
  - ・ 税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出の仕組みを創設。
  - ・ 税務署は、事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡。仮に、二重口座であった場合には、金融機関は、NISA口座で買付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管する。

### 【改正後のフロー】



# ◆NISAにおける非課税期間終了時の対応<sup>[金融庁]</sup>

## 【現状及び問題点】

○ 一般NISAの場合、保有から5年が経ち非課税期間が終了した後、顧客は引き続き非課税枠を使って投資を行うこと(ロールオーバー)ができるが、ロールオーバーを希望しない場合には、保有商品は課税口座へ移管される。課税口座には一般口座と特定口座(※)があるが、現行では特に意思表示をしない限り一般口座に移管されてしまう(つみたてNISA等も同様)。

(※)一般口座：顧客が「年間取引報告書」を作成し、確定申告する必要。

特定口座：金融機関が「年間取引報告書」を作成、源泉徴収を行う(源泉徴収とせず、顧客が確定申告することも可)。

(※)全口座(残高のあるもの)のうち、特定口座は全体の4分の3程度。また、いったん一般口座に入れた商品は、その後特定口座への移管は出来ない。

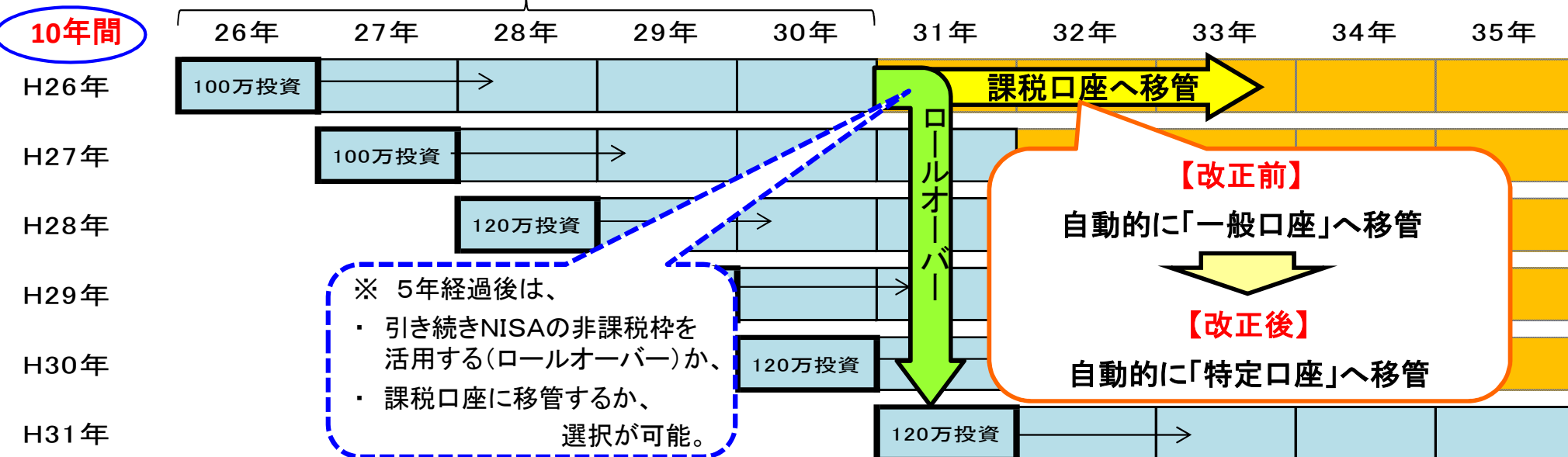
## 【大綱の概要】

○ 非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続きを経ずに当該特定口座に移管されることとする。(別途の届出により、一般口座に移管することも可能。)

H26年から

10年間

非課税期間5年間



## ◆公募投資信託等の内外二重課税の調整 [金融庁主担、国交省が共同要望]

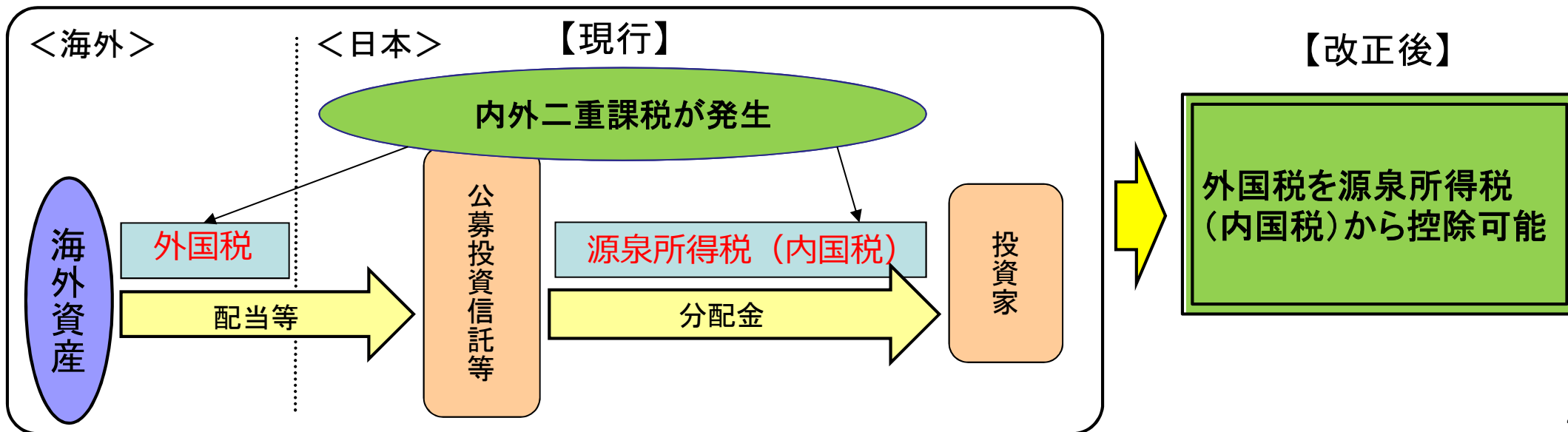
### 【現状及び問題点】

- 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。
- 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。



### 【大綱の概要】

- 内外での二重課税が生じないように、公募投資信託等を経由して支払った外国税は、当該公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できることとする調整措置を講ずる。



## ◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [金融庁主担、農水省・経産省が共同要望]

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

### 【大綱(検討事項)】

- デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

#### 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

## **2. 金融のグローバル化への対応**

## ◆外国子会社合算税制(CFC税制)に係る所要の措置 [金融庁]

### 【現状及び問題点】

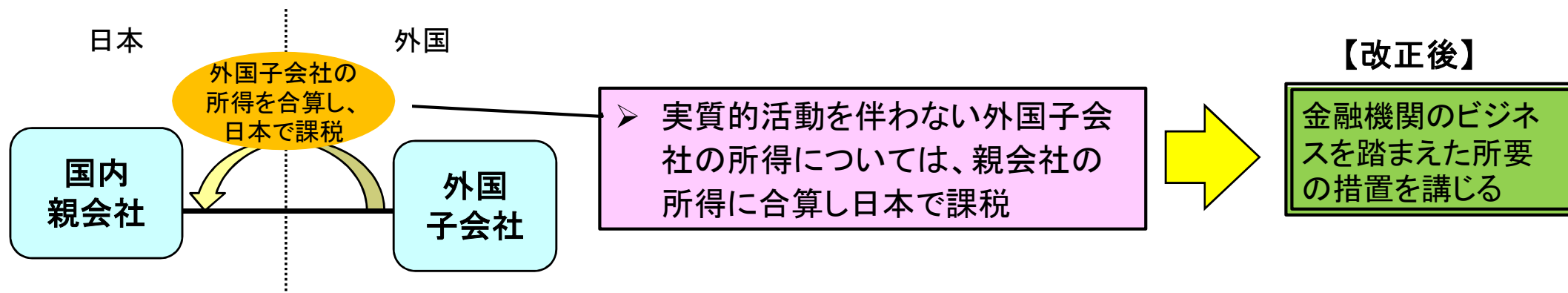
- 外国子会社合算税制(Controlled Foreign Company Taxation、CFC税制)とは、国内の親会社の所得を実質的活動を伴わない外国子会社に移転させることによる租税回避に対処するため、当該外国子会社の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。
- 平成29年度税制改正において、CFC税制については、日本企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう見直しが行われたが、海外の様々なビジネスの実態を踏まえれば、金融機関の一部の業務の取扱いについて、本年度も引き続き検討することが必要。

※ 例えば、海外の金融持株会社については、租税回避目的がないにも関わらず、外国政府の出資規制のため合算対象になってしまうケースがあり、このような場合について所要の措置を講じる必要がある。

### 【大綱の概要】

- 外国金融持株会社が、その会社が所在する国の出資規制により株式を50%超保有できない場合について、CFC税制の合算対象とならないよう所要の措置を講じる。
- 英国ロイズ市場等においては、外国金融子会社等の該当要件について特例的な措置を講じる。等

### 【CFC税制の概要】





## ◆店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長〔金融庁〕

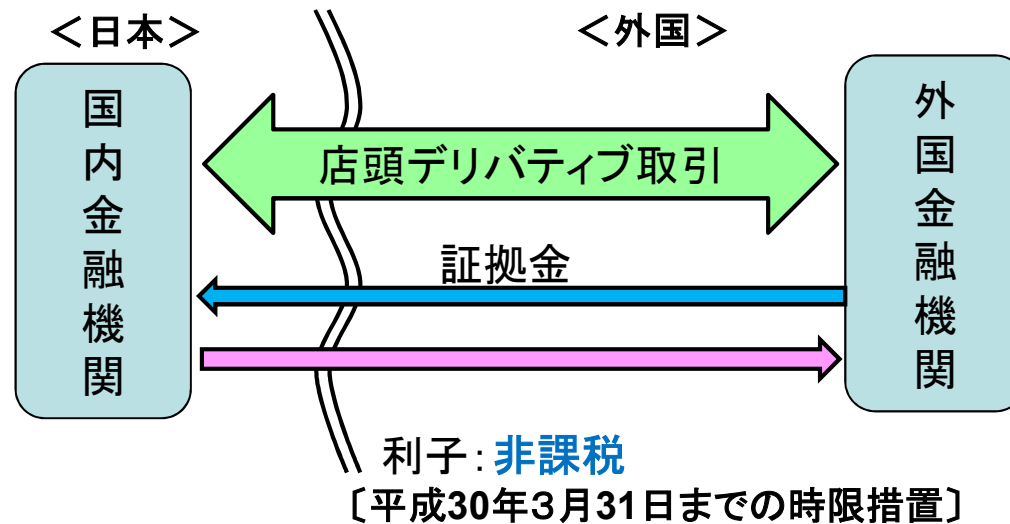
### 【現状及び問題点】

- 金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付するのが通例。
- 諸外国においては、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、わが国では源泉徴収の対象とされていた。
- このため、諸外国とのイコールフットイングを図る観点から、平成27年度税制改正において、外国金融機関が国内金融機関に差入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられたものの、平成30年3月31日までの時限措置とされているところ。

### 【大綱の概要】

- 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税措置の適用期限を、3年（平成33年3月31日まで）延長する。

### 【現行】



### 【改正後】

〔平成33年3月31日まで適用期限を延長〕

### **3. その他の重要項目**

# ◆生命保険料控除制度の拡充<sub>[金融庁]</sub>

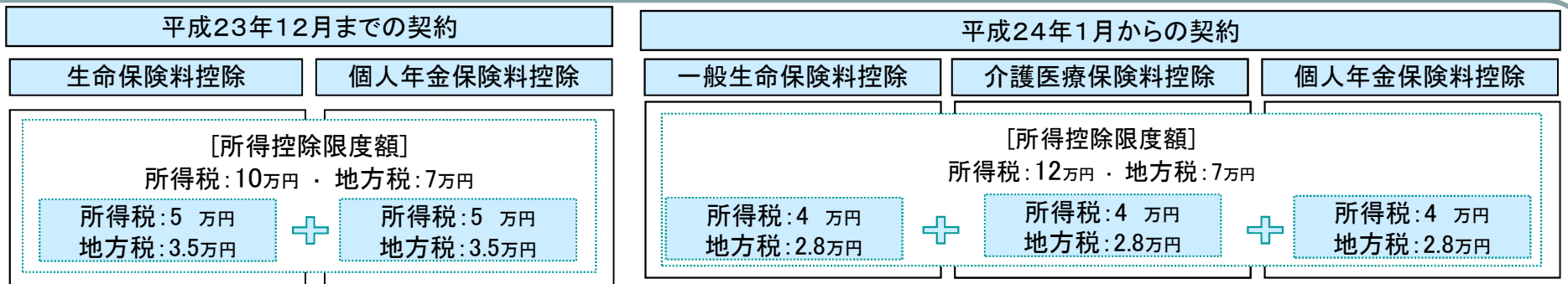
## 【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能
- 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要

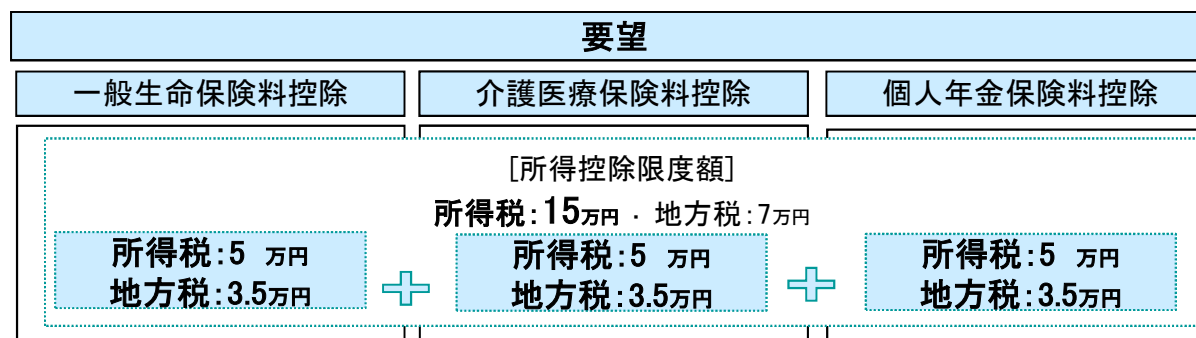
## 【大綱の概要】

- 老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

### 【現行制度】



### 【要望する制度】



## 4. その他の要望項目

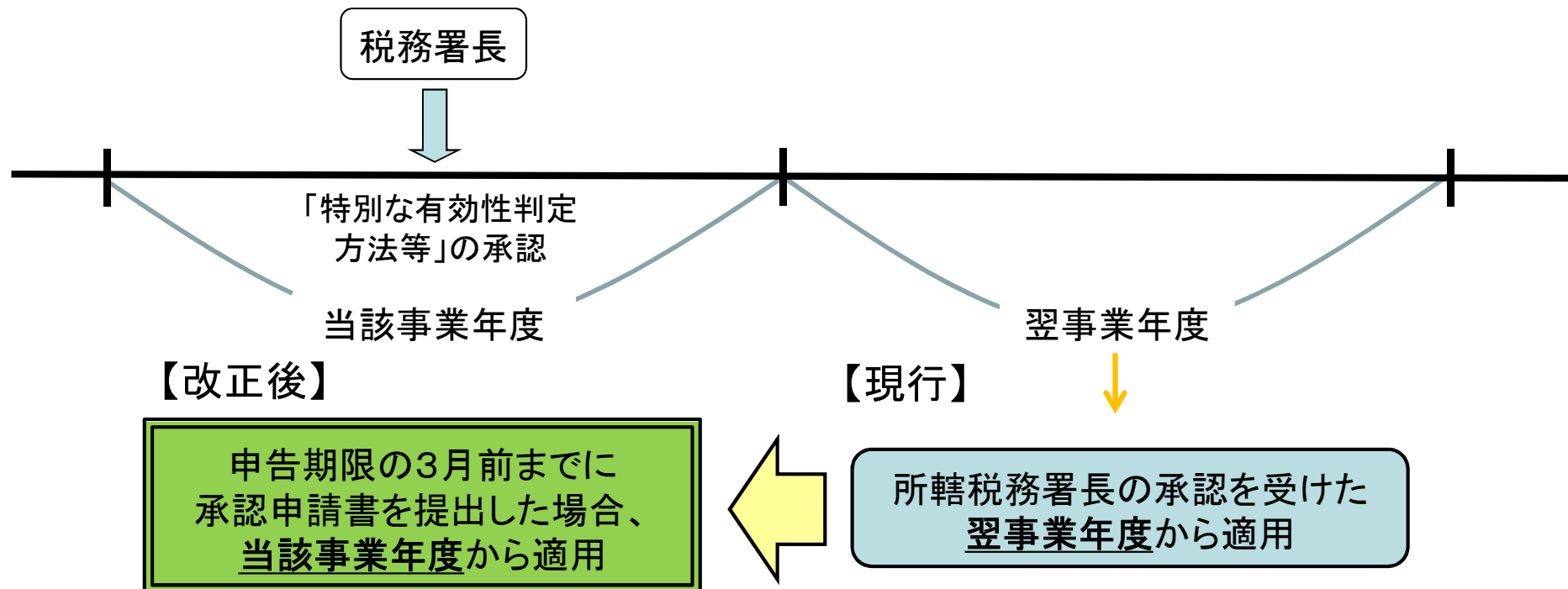
## ◆ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

- 常時多数のデリバティブ取引等を行う法人(金融機関等)においては、税務上のヘッジ処理の適用要件である「有効性判定」について、所轄税務署長の承認を条件に「特別な有効性判定方法等」の適用が認められているところ。
- しかしながら、当該適用開始時期については、所轄税務署長の承認を受けた翌事業年度となっており、即時のリスク管理を求める企業活動の実態に即したものとはなっていない。

### 【大綱の概要】

- 「特別な有効性判定方法等」について、承認申請書の提出期限を「適用を受けようとする最初の事業年度の申告期限の3月前の日」とした上で、当該事業年度から適用できることとする。



## ◆外国証券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等<sup>〔金融庁〕</sup>

### 【現状及び問題点】

- 消費税法上、資産の譲渡に係る消費税の内外判定については、原則、当該資産の所在地で判定することとなっているが、無券面の外国証券等の譲渡については、その内外判定基準が不明確との指摘がある。

(注)無券面の外国証券等の譲渡が国内取引(非課税売上)となる場合には、仕入税額控除が減少(課税売上割合が低下)し、消費税の納付額が増加する可能性がある。

### 【大綱の概要】

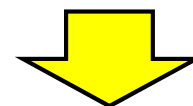
- 振替機関又はこれに類する外国の機関(以下「振替機関等」という。)が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定する。
- 上記以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地で判定する。

### ～消費税の取引区分～

国内取引(課税対象)	国外取引(課税対象外)
課税売上 (手数料等)	
非課税売上 (金利・有価証券の譲渡対価等)	<u>不課税</u>
無券面の 外国証券等の譲渡	無券面の 外国証券等の譲渡

### 【現行】

無券面の外国証券等の譲渡について、内外判定基準が不明確との指摘



### 【改正後】

振替機関等が国外にある場合、国外取引(不課税)である旨を明確化

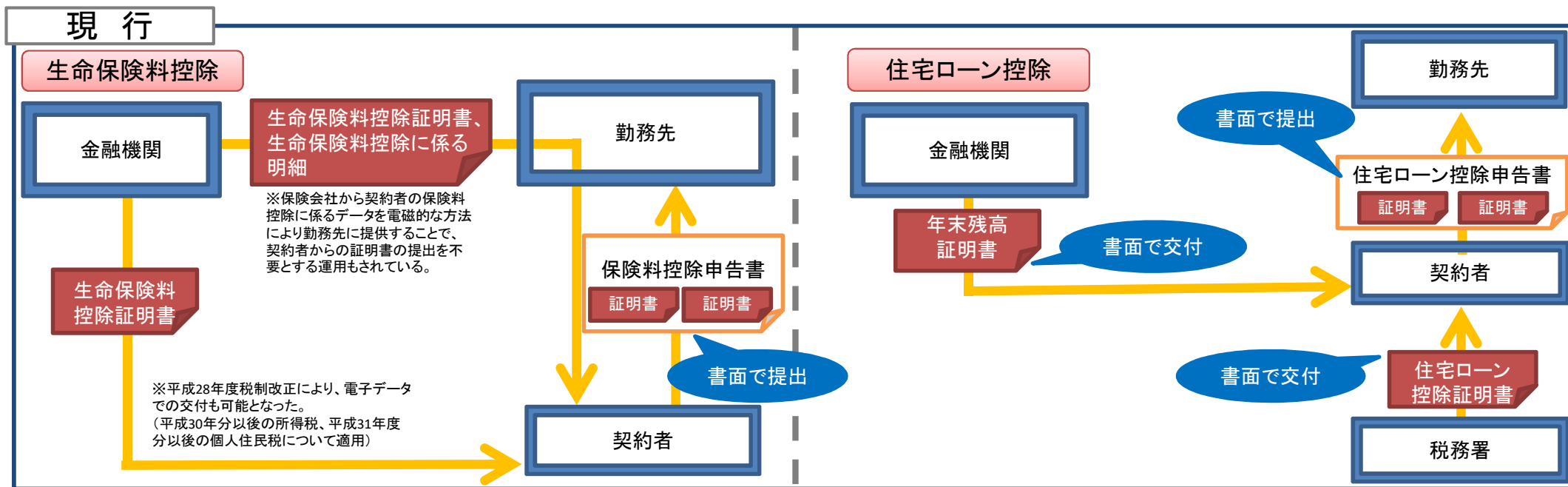
# ◆生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続の電子化 [金融庁主导、財務省が共同要望]

## 【現状及び課題】

- 生命保険料控除や住宅ローン控除等の手続(金融機関から契約者への証明書の交付、契約者による勤務先への書類提出等)は書面で行われている。

## 【大綱の概要】

- 金融機関から契約者に交付する証明書を電子化(引き続き、書面による交付も可能)。
- 契約者から勤務先に提出する申告書・証明書を電子化(引き続き、書面による提出も可能)。



## 改正後

書面での交付・提出部分(上記 箇所)について、いずれも電子データでの手続も可能とする。

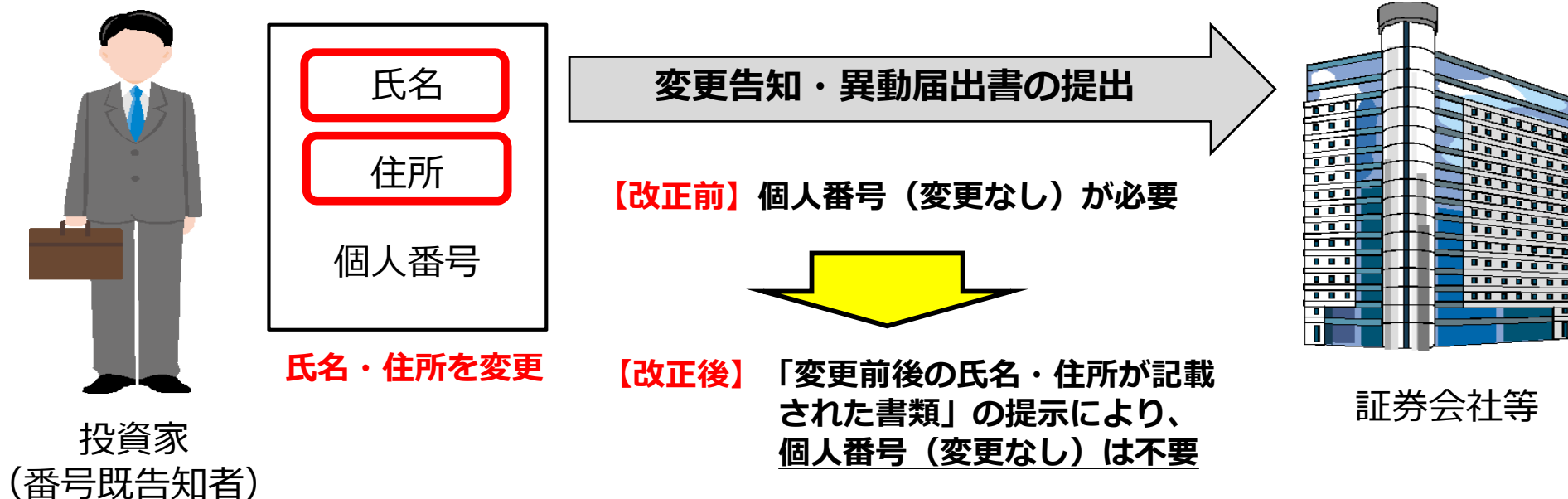
## ◆マイナンバーの利用に関する手続きの簡素化<sup>〔金融庁〕</sup>

### 【現状及び課題】

- 変更告知又は異動届出書の提出には、変更のあった氏名・住所だけでなく、個人番号(変更なし)も必要となる

### 【大綱の概要】

- 証券口座等に関して、投資家はその氏名又は住所を変更する場合の手続きについて、「変更前後の氏名又は住所が記載された住所等確認書類」を提示すれば、個人番号の告知等を要しないこととする。





## ◆相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し〔金融庁〕

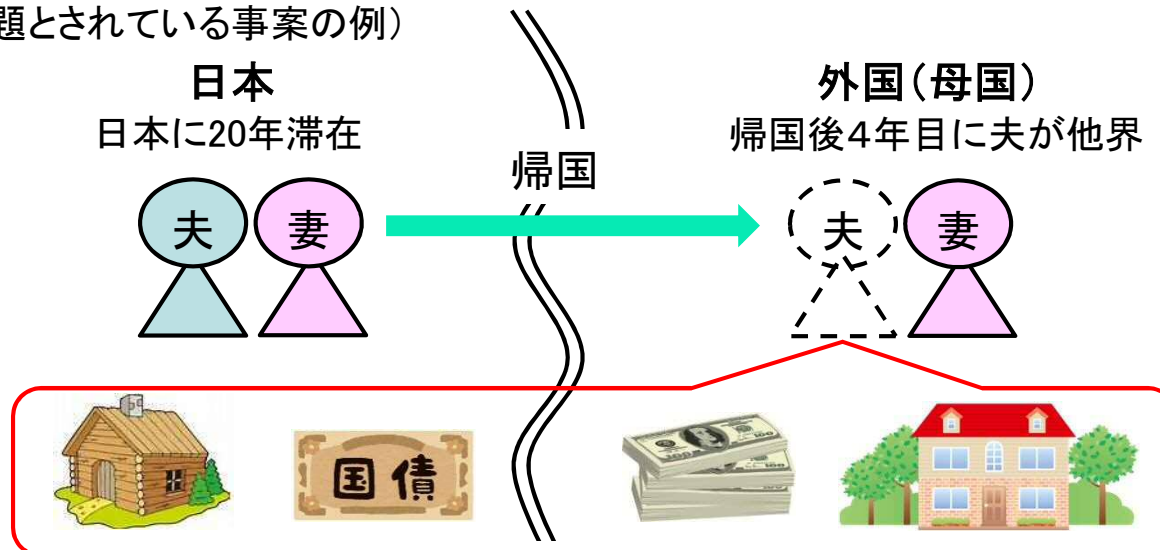
### 【現状及び問題点】

- 平成29年度税制改正において、高度外国人材の受入れ促進の観点から、短期滞在外国人（滞在期間が15年中10年以下である外国人）に係る相続については、相続税の課税対象を全世界財産から国内財産に限定する改正が行われた。
- これと併せて、住所を国外に移転することによる租税回避を抑制する観点から、長期滞在外国人（滞在期間が15年中10年超である外国人）に係る相続については、日本を離れた後も最長5年間は、全世界財産（改正前は国内財産のみ）に課税されることとなった。
- このため、日本を離れた後に日本と本国の双方で相続税が課されること（国際的な二重課税）に対する懸念が強まっている。

### 【大綱の概要】

- 一時的に国外に住所を移した後に贈与を行う場合を除き、日本に長期間住所を有していた外国人が、出国後に行った相続・贈与については原則として国内財産のみを課税対象とする。

【現行】（問題とされている事案の例）



### 【改正後】

原則として、出国後に発生した外国人間の相続・贈与については、国内財産のみに課税